[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1599	102	1599	山林	0.0892	広葉樹	58	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1601－1	102	1601－1	山林	0.0297	混合林	58	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1601－3	102	1601－3	山林	0.0013	広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	1604－1	102	1604－1	山林	0.0095	広葉樹	68	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	1604－5	102	1604－5	山林	0.0099	広葉樹	68	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	1604－6	102	1604－6	山林	0.0115	ヒノキ	68	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	1614	102	1614	山林	0.0238	混合林	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	1641	102	1641	山林	0.1110	スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	1646	102	1646	山林	0.0604	混合林	51	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1638	102	1638	山林	0.202	混合林	61	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1631	102	1631	山林	0.066	混合林	65	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	早川町薬袋字石塚	1600	102	1600	山林	0.165	混合林	56	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1635－1	102	1635－1	山林	0.091	ヒノキ	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1639	102	1639	山林	0.153	混合林	67	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	1648－1	102	1648－1	山林	0.361	スギ	55	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	1650	102	1650	山林	0.215	スギ	52	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	1650－1	102	1650－1	山林	0.046	スギ	52	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	1650－3	102	1650－3	山林	0.009	スギ	52	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	1650－5	102	1650－5	山林	3E-04	スギ		〃	〃	〃	〃	〃	〃
9														
10														
11														
12														
13														

[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1602－1	102	1602－1	山林	0.021	混合林	28	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1602－3	102	1602－3	山林	0.002	混合林		〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1637	102	1637	山林	0.021	広葉樹	73	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（名称） 早川町長　　辻一幸 （氏名又は名称）[redacted]	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８ （住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1597	102	1597	山林	0.138	ヒノキ	64	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1618	102	1618	山林	0.124	ヒノキ	51	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1619	102	1619	山林	0.19	ヒノキ	51	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	1655	102	1655	山林	0.198	ヒノキ	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1598	102	1598	山林	0.353	ヒノキ	67	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1598－内－1	102	1598－内－1	山林	0.011	スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）早川町長　　辻一幸	（所在地）山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1605－1	102	1605－1	山林	0.2730	広葉樹	75	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1605－5	102	1605－5	山林	0.0353	ヒノキ	75	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1606－1	102	1606－1	山林	0.0489	スギ	43	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	1606－3	102	1606－3	山林	0.0102	広葉樹	43	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	1607－3	102	1607－3	山林	0.0370	スギ	78	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	1608－3	102	1608－3	山林	0.0439	広葉樹	78	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	1652	102	1652	山林	0.2036	ヒノキ	65	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃													
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）早川町長　　辻一幸	（所在地）山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1615	102	1615	山林	0.073	広葉樹	63	2022.1.1	5年（2027.12.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1642	102	1642	山林	0.105	広葉樹	67	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	1644	102	1644	山林	0.104	混合林	72	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1636	102	1636	山林	0.09	広葉樹	64	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

[redacted]

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　１１	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）早川町長　　辻一幸	（所在地）山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1616	102	1616	混合林	0.232	混合林	68	2022.4.1	5年（2027.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														